平成２１年（フ）第３１１号
富山市向新庄137番地13、前住所富山市金山新東609番地
破産者　守内装美こと　守内　克正
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３５２号
石川県白山市美川浜町ル363番地３、開始時住所福井県坂井市春江町江留上錦19番地１
破産者　髙橋　　泉
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７６号
福井県勝山市北郷町東野第42号18番地
破産者　笠川　重次
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７号
福井県小浜市伏原第41号７番地、従前の住所福井県大飯郡おおい町成和第２号１番地73
破産者　岸下　文藝
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第１３９号
岐阜県可児市今渡2596番地３　グリーンサイドＢ―102、開始決定時の住所岐阜県可児市鳩吹台１丁目９番地１
破産者　鈴木　英代
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第２２７号
愛知県一宮市泉３丁目９番５号
破産者　則竹　　満
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２２８号
愛知県一宮市泉３丁目９番５号
破産者　則竹　清美
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５１１号
愛知県稲沢市小沢３丁目16番20―303号
破産者　浅野　　宏
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５１２号
愛知県稲沢市小沢３丁目16番20―303号
破産者　浅野　里美
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１８８７号
京都市北区大将軍南一条町95番地、破産手続開始決定時の住所京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町10番地10
破産者　西野　正敏
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０３９号
京都府京田辺市田辺沓脱52―４、住民票上の住所京都府久世郡久御山町藤和田馬場崎野15番地１近協パレス京都久御山501号
破産者　岡　建史郎
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２９８号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地14棟101号
破産者　足立八千代
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４０号
京都府京丹後市大宮町周枳2087番地の１
破産者　坪倉　克典
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第７３号
島根県益田市白上町イ772番地
破産者　増野千**重**子
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第４６号
熊本県阿蘇郡高森町大字永野原1091番地
破産者　武田小百合
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成１９年（フ）第８３４号
埼玉県深谷市上野台3045番地６　小内コーポ１棟202号、開始決定時の住所宮崎県児湯郡都農町大字川北16350番地
破産者　土工　信雄
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１８３０１号
山梨県富士吉田市下吉田959―７
破産者　倉科　雅志
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８３０２号
山梨県富士吉田市下吉田959―７
破産者　倉科せつ子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９２号
東京都品川区北品川２丁目３番４号
破産者　株式会社山田工業
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部